

8月1日からマイナ保険証が資格確認書で受診を

HP 6956

国民健康保険証更新の時期です

現在ご使用の保険証または資格確認書(緑色)の有効期限は7月31日です。国保加入者のみなさまには毎年7月下旬ころに新しい保険証を郵送していましたが、今年はみなさまのマイナ保険証の利用登録状況によりお届けするものが異なります。

マイナ保険証の利用登録をしている方

- 病院や薬局にはお持ちのマイナ保険証を提示してください。

A4サイズの「資格情報のお知らせ」を送付します(保険証・資格確認書は届きません)。

※「資格情報のお知らせ」は加入者の保険資格情報を確認するもので、この書類のみで病院等を受診することはできません。

マイナ保険証の利用登録をしていない方

- 今回送付する資格確認書は8月1日から使用できます。7月末までは現在の保険証または資格確認書をお使いください。

今までと同じサイズの「資格確認書」を送付します(色はピンク色)。

マイナ保険証を使用したい方

医療機関受診時にマイナンバーカードを持って、医療機関等に設置されている顔認証付きカードリーダーで利用登録ができる他、役場でも利用登録のお手伝いができます。

次に該当する場合はお手続きが必要です。

窓口での受取を希望される方

役場窓口で資格確認書等の受取を希望される方は、7月10日(木)までにお申し出ください。期日以降はお取り扱いできません。

資格確認書等が届かない場合

8月に入っても届かない場合は、不在のため役場に返送されていることも考えられますので、ご面倒をおかけしますがご連絡ください。

マイナ保険証の利用が困難な方

高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証を利用登録していても利用が難しい方は、申請いただくと「資格確認書」を交付できます。ご希望の方はお申し出ください。

戸籍保険課 医療給付 G 77-6533・窓口4番

7月31日が更新期限

HP 1551/1550/1553

重度心身障がい者・ひとり親家庭・子ども医療費受給者証の更新

現在ご使用の受給者証の有効期限は7月31日です。引き続き医療費の助成を受けるためには、受給者証の更新が必要です。

手続き必要 重度心身障がい者・ひとり親家庭

7月中旬にご案内しますので、更新の手続きをお願いします。

手続き不要 子ども医療

7月中旬に受給者証を送付しますので、8月から利用可能です。

保護者と子どもが別居している場合は手続きが必要です。

社会福祉課 民生障がい福祉 G 77-6540

一緒に働く仲間を募集します

HP 2530

美幌町職員募集(新卒・中途採用)

これまでの社会人経験、新卒ならではの視点を美幌町職員として活かしたい方を募集します。

募集職種

- 一般事務職員(中途)
- 土木技術職員(中途・新卒)
- 建築技術職員(中途・新卒)
- 森林技術職員(中途・新卒)

全職種 7月31日(木) 必着

採用予定日

- 中途 相談に応じます
- 新卒 令和8年4月1日

募集人数・受験資格等の詳細は町ホームページをご覧ください。



総務課 職員 G 77-6527

65歳以上のみなさまへ

HP 13744

介護保険料の納入通知書を7月に発送します

65歳以上のみなさまの介護保険料は、本年4月1日現在の被保険者本人と世帯員の課税状況などにより決定しています。保険料の金額や納期限の確認をお願いします。

■ 介護保険料の納め方 ※納め方は受給している年金額によって異なります

年金が年額18万円以上の方

年金から徴収されます(特別徴収)

年6回ある年金の定期支給の際、支給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※年金額が18万円以上でも納付方法が納付書や口座振替になる場合があります。

- 【例】
- ・ 年度途中で65歳になったとき
 - ・ 他の市町村から転入したとき
 - ・ 年度途中で確定申告等を行い所得段階が変更になったとき
 - ・ 年金の支給が停止されたとき など

年金が年額18万円未満の方

納付書や口座振替で納めます(普通徴収)

7月から翌年3月までの9回払いで納めます。7月に納付書が郵送されますので、納期限までに納めてください。

なお、現在納付書支払の方で口座振替を希望される場合は手続きが必要です。

- 必要なもの
- ・ 預金(貯金)通帳
 - ・ 印鑑(通帳の届出印)

手続する場所 高齢介護 G(役場1階・窓口6番)

保健福祉課 高齢介護 G 77-6542・窓口6番

年金事務所からのお知らせ

HP 1246

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

■ 申請免除制度

前年所得が一定額以下の方や失業等により所得が減少した方など、経済的な理由等で保険料等を納付することが困難な場合、申請・承認されることにより、保険料の全部または一部が免除されます。

また、未納がある場合、申請時点より2年1か月前まで遡り申請することができます。

所得審査の対象 本人・配偶者・世帯主

※失業による特例で申請する場合、失業者本人の所得は「0円」として審査します。

※令和7年度分(令和7年7月～令和8年6月分)の申請は、7月1日から受付します。

■ 納付猶予制度

50歳未満の方で前年所得が一定額以下の場合、申請・承認されることにより、保険料の納付が猶予されます。

所得審査の対象 本人・配偶者

■ 学生納付特例制度

大学(大学院)・短期大学・専門学校等に在学する学生の方で、ご本人の前年所得が一定額以下の場合、申請・承認されることにより、保険料の納付が猶予されます。

所得審査の対象 本人

※令和7年度分は令和7年4月～令和8年3月分となります。

■ 法定免除制度

障害基礎年金、障害厚生(共済)年金の1級・2級の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所、国立保養所等に入所している方は、届出・承認されることにより、保険料が免除されます。

■ 産前産後免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きすることができます。

北見年金事務所 国民年金課 0157-25-9635 / 戸籍保険課 戸籍年金 G 77-6532・窓口3番